

保険料例（月払・口座振替） 保険金額2,000万円の場合 2020年4月1日現在

保険期間 保険料払込期間	男性				女性			
	契約年齢（被保険者）				契約年齢（被保険者）			
	20歳	30歳	40歳	50歳	20歳	30歳	40歳	50歳
5年	3,940円	4,060円	5,540円	9,460円	3,180円	3,580円	4,660円	7,200円
10年	3,940円	4,280円	6,260円	10,920円	3,220円	3,820円	5,200円	7,740円
25年	4,360円	5,960円	9,900円	19,120円	3,720円	4,960円	6,940円	11,060円
55歳満了	5,300円	5,960円	7,260円	9,460円	4,400円	4,960円	5,820円	7,200円
60歳満了	5,940円	6,800円	8,360円	10,920円	4,720円	5,360円	6,340円	7,740円
65歳満了	6,860円	7,980円	9,900円	12,980円	5,120円	5,880円	6,940円	8,460円

くわしくは…

死亡保険金即日支払サービスについて P.1

- このサービスでお支払いする死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円*または死亡保険金の額のどちらか少ない金額を上限としてお支払いします。
 - * お受取人への口座振込の場合。当社ライフプラン・コンサルタントによる現金持参の場合は500万円を上限とします。また、口座振込と現金持参を併用することはできません。
- 死亡保険金は、所定の手続書類を受理し、午前中に本社での受付処理が完了した場合、当日お受取りいただけます。それ以降は翌営業日となります。なお、金融機関によっては、午後3時までに着金せず窓口での払出しができない、または担当ライフプラン・コンサルタントが当日現金を持参できない場合があります。
- 以下の場合など、このサービスがご利用できないご契約があります。
 - ・契約日（あるいは最後の復活日、復旧日）から2年未満で被保険者が死亡された場合
 - ・死亡保険金の受取人が法人または個人事業主の場合
 - ・死亡保険金の受取人が二人以上の場合
 - ・死亡保険金の受取人が未成年者の場合

保険期間の変更について P.2

- ご契約時から変更後の保険期間で契約したものととして保険料を再計算しますので、保険料は変更になります。

自動更新について P.2・P.4

- 年満期タイプのご契約については保険期間満了日の2週間前までに、ご契約者から継続しない旨のお申し出がない限り、保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。なお、更新後の保険期間および保険金額等は、更新前と同一になります。
- 被保険者の年齢が当社の定める年齢範囲を超えるときは、保険期間を短縮して更新される、あるいは更新できない場合があります。
- 更新日の2週間前までにご契約者からお申し出があれば当社の定める範囲内で保険金額を減額して更新することができます。
- 更新後の保険料は、更新日における保険料率および被保険者の契約年齢によって計算します。したがって、通常更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 更新前と更新後の保険期間は継続したものととして、保険金の支払い等についてお取扱いします。

リビング・ニーズ特約について P.4

- 余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、当社の医師の見解（場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン）も含めて慎重に判断します。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味します。
- ご請求金額は、ご契約の死亡保険金の額の範囲内かつ同一被保険者の他のご契約と通算して3,000万円以内でご指定いただけます。
- リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者がお受取りになる場合は、所得税法上非課税扱いとなります。（2020年3月現在。将来変更になる可能性があります。）

契約年齢等について

- 取扱範囲

契約年齢範囲（被保険者）	保険料払込方法
15歳～65歳	月払・半年払・年払

※契約形態・保険料払込期間等によりお取扱いが異なる場合があります。

高額割引制度について

- ご契約の保険金額が1,500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

その他

- このパンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。
- この保険には満期保険金はありません。
- この保険は延長定期保険への変更のお取扱いはありません。

※当パンフレットに記載している税務取扱については、2020年3月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

平準定期保険

（無配当）



The Gibraltar Life Insurance Co., Ltd.



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター **0120-37-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

お客さまのライフスタイルに合わせて 一定期間の保障を準備いただける保険です。

1

万が一の場合

死亡保険金をお受取りいただけます。

例えば、ご遺族の生活資金や死後の整理資金などにご活用いただけます。

最高1,500万円までの死亡保険金を最短でその日のお支払いする「死亡保険金即日支払サービス」をご利用いただけます。



2

高度障害状態になった場合

高度障害保険金をお受取りいただけます。

例えば、住宅のバリアフリー化や長期にわたる療養費などにご活用いただけます。



3

必要な保障と期間を設定

必要な保障を必要な期間で設定することができます。

ご自身の定年退職、お子さまの大学卒業までなど、お客さまのライフプランに合わせた設定が可能です。また、ご契約の更新ができる「年満期タイプ」と更新のない「歳満期タイプ」からお選びいただけます。「年満期タイプ」なら、健康状態にかかわらず、80歳まで自動更新できます。



年満期タイプ	10年・20年等、一定の年数を保障します。	歳満期タイプ	60歳・70歳等、一定の年齢まで保障します。
--------	-----------------------	--------	------------------------

4

身体障害状態になった場合

不慮の事故により所定の身体障害状態になられたときは、**以後の保険料のお払込みが免除**になります。

保障は
継続します。

さらに **疾病障害による保険料払込免除特約**を付加されますと、**疾病**により所定の身体障害状態になられたときに、以後の保険料のお払込みが免除になります。

※この特約の付加には別途保険料が必要です。



当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかり易くご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

こんなときには、
こんな方法が…

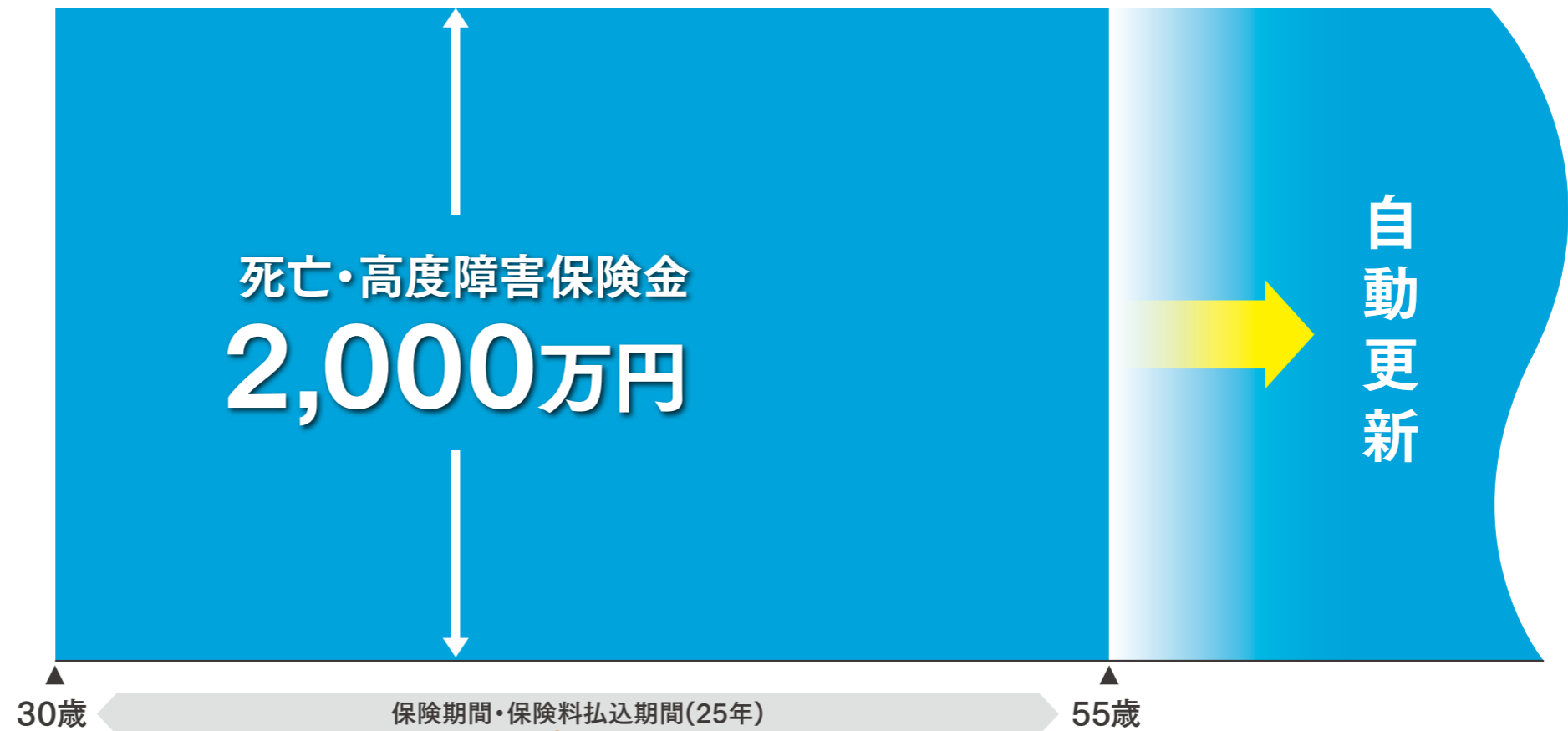
- 一時的に保険料のご都合がつかないとき **① 保険料の自動振替貸付**
- 保険料のお払込みをやめて、ご契約を続けたいとき **② 払済保険**
- 保険料のご負担を軽くしてご契約を続けたいとき **③ 保険金等の減額**
- 設定した保険期間を変更したいとき **④ 保険期間の変更**

※ご契約からの経過期間、あるいは貸付金の有無等により、お取扱いできない場合があります。

満期保険金がない分、**少ないご負担**で死亡・高度障害を保障します。

ご契約例

- 契約年齢(被保険者): 30歳(男性)
- 保険金額: 2,000万円
- 保険期間・保険料払込期間: 25年
- 保険料(月払・口座振替扱): 5,960円



人生の節目を**大きな安心感**で支えます。



必要な保障を必要な期間で設定することができます。
「年満期タイプ」と更新のない「歳満期タイプ」からお選びいただけます。

例えば ご結婚されたときに



例えば お子さまが産まれたときに



例えば お子さまが進学されたときに



生きるための資金として受取る

リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、リビング・ニーズ特約による保険金をお受取りいただけます。

特約保険料は
**必要
ありません**

例えば 療養中の生活費や満足の高い最先端の治療を受けるなど、人生を自分らしく生きるための資金としてお使いいただけます。

リビング・ニーズ特約による保険金は
非課税扱です!

